

東京都台東区放課後対策事業運営委託事業者募集要項

1. 募集の目的

台東区では、放課後における児童の安全・安心な居場所を確保し、地域住民の協力を得ながら多様な体験・活動を提供する放課後子供教室の運営について、効果的かつ効率的に運営され、利用者へのサービスの向上と良好な事業運営を期待するため、広く公募をすることにより、意欲のある事業者を募集します。

2. 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 委託期間終了後、履行状況により最長4年間まで更新できるものとします。

ただし、需要の変動等により事業廃止・休止となった場合には、契約更新を行わない場合があります。あらかじめご了承ください。

3. 募集事業の概要

名 称	運 営 場 所	事 業 概 要
大正小学校 放課後子供教室	入谷2-23-8 大正小学校内	児童数（令和8年4月7日時点） 397名

4. 運営委託料提案上限価格（障害児加配、初年度準備経費等を除く）

大正小学校放課後子供教室 2,470万円

5. 運営にあたっての条件

別紙「台東区放課後子供教室運営委託業務に関する基準」のとおり

6. 応募資格及び応募条件

プロポーザル方式へ参加できる者は、参加申込書提出時に以下の資格要件を全て満たすものとします。ただし、参加申請時点において応募資格を有する場合であっても、契約締結までの間に応募資格（１）～（１１）のいずれかを喪失することになった場合、その時点で失格とします。

- （１）法人格のある団体であること。
- （２）東京２３区内に団体の事業所を有し、東京都若しくは隣接する県において、市区町村から受託した放課後子供教室事業の運営実績が、複数かつ１年以上あること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。
- （４）東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成１０年２月２０日付９台総経第１７０号）による指名停止措置を受けていないもの。
- （５）東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年１月２６日付２３台総経第６４５号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること
- （７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- （８）不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- （９）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （１０）事業を遂行できる十分な資力・人材・知識・技能等を有していること。
- （１１）委託契約期間内に新たな放課後対策事業を同じ建物・敷地内又は近隣で開設・運営する場合、それに伴う連携にも変更契約等により対応可能なこと。

7. 事業者の選定

事業者の選定は、東京都台東区放課後対策事業運営委託事業者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会において厳正かつ公平に行い、提案する活動内容・運営体制や取組姿勢、経営状況などを総合的に審査し、優先交渉権者を決定します。

- （１）審査内容

- ① 提案内容が、関係する条例及び規則等を遵守し、適正かつ効率的に放課後対策事業の運営を行う内容であるとともに、利用者に対するサービスの向上が図られるものであると認められること。
- ② 当該団体が提案内容に沿った運営を安定して行うことができる財政的基礎及び人員を有することにより、事業運営委託業務を円滑に実施できる能力を有すると認められること。

(2) 審査項目

- ① 事業運営の基本方針
- ② 運営体制
- ③ 団体の概要
- ④ 団体の経営状況
- ⑤ 収支計画
- ⑥ 事業運営実績
- ⑦ 従事する職員について
- ⑧ 具体的な活動内容
- ⑨ 当該小学校・地域等との連携
- ⑩ 熱意・積極性

8. 運営委託事業者の公募及び選定スケジュール

(1) スケジュール

	内 容	日 程
1	募集の公表	9月16日（水曜日）から 10月13日（火曜日）まで
2	現地見学会	9月下旬（予定）
3	公募に関する質問の受付	9月28日（月曜日）まで
4	質問に対する回答	10月5日（月曜日）頃
5	参加意思の表明	10月8日（木曜日）まで
6	応募書類の受付	10月13日（火曜日）まで
7	第一次審査（書類審査）	10月下旬（予定）
8	第二次審査（プレゼンテーション）	11月上旬（予定）
9	選定結果の通知	11月中旬（予定）
10	契約の締結	令和9年4月1日

(2) 募集の公表及び募集要項等交付について

- ① 募集公表期間 令和8年9月16日（水曜日）から10月13日（火曜日）まで
- ② 募集公表方法及び要項交付 区ホームページ上に公表

(3) 現地見学会

現地見学会を希望する場合は、電子メールにてご連絡をいただければ、見学希望事業の参考資料とともに現地見学会参加申込書を送付いたします。記載された見学日の当日午前9時までに電子メールにて児童・青少年育成課児童担当宛に同申込書をご送付ください。また、送信後は電話にて受領確認を行うようお願いいたします。なお、見学につきましては、日時を指定させていただきます。指定の時間内であればいつ来ていただいてもかまいませんが、それ以外の日時に決して現場を訪問することのないようお願いいたします。

(4) 公募に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和8年9月28日（月曜日）午後5時まで
- ② 受付方法 質問書（様式第6号）を電子メールにて児童・青少年育成課児童担当宛にご送付ください。また、送信後は電話にて受領確認を行うようお願いいたします。なお、メール以外の方法による質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。
また、公募に関して運営現場及び関係小学校等に決してお問合わせしないようお願いいたします。

(5) 質問に対する回答

- ① 回答期間 令和8年10月5日（月曜日）頃
- ② 回答方法 期間中に受け付けた全ての質問とその回答を質問書（様式第6号）に記載されたメールアドレス宛に返送いたします。

(6) 参加意思の表明

- ① 受付期間 令和8年10月8日（木曜日）午後5時まで
- ② 受付方法 参加申請書（様式第1号）を電子メールにて児童・青少年育成課児童担当宛にご送付ください。また、送信後は電話にて受領確認を行うようお願いいたします。期日後に当該事業に関する参考資料を参加申請書に記載されたメールアドレス宛に送付いたします。なお、参加申請書（様式第1号）の提出後に応募を辞退する

場合は、必ず参加辞退申出書（様式第7号）を児童・青少年育成課児童担当へ事前連絡の上、提出してください。

（7）応募書類の受付

- ① 受付期間 令和8年10月13日（火曜日）まで
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 受付場所 台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当
台東区東上野4-5-6 台東区役所6階⑥番窓口
電話 03（5246）1235
- ④ 応募書類 別紙「応募書類の作成について」のとおり
- ⑤ 提出方法 受付時間内に児童・青少年育成課児童担当まで電話連絡の上、応募書類一式を受付場所にご持参ください。郵送、FAX、メール等での受付はできません。なお、提出時に選定委員会事務局（児童・青少年育成課児童担当）にて内容を確認し、後日、提出書類一式をCD-R等の電子媒体でご提出いただきます。

（8）第一次審査

提出された応募書類により選定委員会において書類審査を行い、提案内容が優れた上位3団体までを第二次審査対象団体として募集事業ごとに選定します。

（9）第一次審査の選定結果の通知

第一次審査終了後、速やかに参加いただいた全ての団体に書面で通知いたします。

（10）第二次審査

令和8年11月（予定）に、第一次審査通過団体による提案内容のプレゼンテーションとヒアリングを行います。審査の結果、最も評価の高かった団体を優先交渉権者とし、次いで評価の高い団体を次順位交渉権者として確定します。

（11）第二次審査の結果の通知

第二次審査終了後、参加いただいた全ての団体に書面で通知いたします。

（12）仕様書の仮決定

選定委員会より優先交渉権者、次順位交渉権者の確定の通知を受けた台東区こども家庭部児童・青少年育成課長は、優先交渉権者と協議を行い、令和9年度委託契約に係る仕様書の内容を仮決定します。なお仕様書は契約締結時をもって確定となります。

(13) 次順位交渉権者との交渉

以下のような事象が発生した場合、台東区こども家庭部児童・青少年育成課長は次順位交渉権者と交渉を行います。次順位交渉権者には、事務局から別途ご連絡いたします。

- ① 優先交渉権者が参加資格要件を有しなくなったとき
- ② 優先交渉権者が期限までに承諾の届出をしないとき
- ③ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき
- ④ 優先交渉権者との協議が不調となったとき

(14) 受託予定者の決定、契約締結請求

令和9年度委託契約に係る仕様書の内容の確定により、優先交渉権者（又は次順位交渉権者）を受託予定者として、台東区こども家庭部児童・青少年育成課長は、区契約主管課長に契約を締結するよう請求します。

(15) 契約手続

契約は、随意契約により令和9年4月1日付で締結するものとします。その際、当該年度の本委託業務に係る予算配当があることが契約の条件となります。

9. 提案書に係る情報公開

本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、ご提出ください。

10. その他留意事項

- (1) 優先交渉権者が本募集要項に反した場合、又は提出書類の内容に事実と反する記載があった場合、選定結果を取り消すことがある。
- (2) 応募にあたって事業者が提出した資料は選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出後の応募書類等の差し替えは、区が指示又は認めた場合を除いて不可とする。
- (4) 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 応募にかかる費用は、一切を応募者の負担とする。
- (6) 募集に関する追加情報などがある場合、随時、区のホームページに掲載する。

- (7) 選定された事業者は、応募時の提案内容について、その実現に努めること。特に区が求める場合は可能な限り要望に応えること。また、その際は原則として提案金額内で実施するように努めるものとする。

11. お問い合わせ先

台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当（選定委員会事務局）

担 当：高 松

Tel：5 2 4 6－1 2 3 5

※ 書類送付先の電子メールアドレスについては、電話でお問い合わせください。

※ 業務内容に関する質問は、質問書（様式第6号）によりお問い合わせください。

応募書類の作成について

1. 応募に必要な書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 団体の概要（様式第2号）
- ③ 直近3か年分の財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書など経営状態がわかる書類）
- ④ 発行後3か月以内の法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び印鑑証明書
- ⑤ 提出時まで取得可能な直近3か年分の法人税・法人事業税・消費税・地方消費税の納税証明書
- ⑥ 定款又は寄附行為、就業規則、給与規定
- ⑦ 事業の運営について（様式第3号）
- ⑧ 収支計画・事業経費（様式第4号）
- ⑨ （令和9年度）放課後子供教室事業運営委託料見積書（様式第5号）

2. 提出方法

作成した書類を以下のとおりA4フラットファイルに綴り（左綴り）、期日までに台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当までご提出ください。ご提出いただきました書類については、選定委員会事務局（児童・青少年育成課児童担当）にて、書類の不備を確認させていただいたのち、CD-Rなどの電子媒体でもご提出いただきます。

正本1…1部 / 正本2…応募事業ごとに1部（本公募は全1部）

副本1…1部 / 副本2…応募事業ごとに6部（本公募は全6部）

※項目ごとにインデックスを添付すること。また、可能な範囲で両面印刷とし、項番1の⑦～⑨の部分は合計で概ね60ページ以内とするとともに、ページ数を記載すること。

【正本1】【副本1】

- 表紙・背表紙タイトル … 台東区放課後対策事業運営委託企画提案書 応募事業名
正本1 団体名
- 綴じ込む書類 … 項番1の①～⑥の書類
- 副本1は正本1の写しとする
- 応募事業名は複数ある場合、全て記載する

【正本２】

○表紙・背表紙タイトル … 台東区放課後対策事業運営委託企画提案書 応募事業名
正本２ 団体名

○綴じ込む書類 … 項番１の⑦～⑨の書類

【副本２】

○表紙・背表紙タイトル … 台東区放課後対策事業運営委託企画提案書 副本２
応募事業名

○綴じ込む書類 … 項番１の②及び⑦～⑨の書類

○団体名や団体が特定できる記述・画像は黒色で当該箇所を塗りつぶすこと